

◇泉 美和子 君

○議長（高橋 猛君） 次に、9番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（9番 泉 美和子 登壇）

○9番（泉 美和子君） おはようございます。通告に基づき一般質問いたします。

初めに、臨時職員の処遇改善について伺います。

働く人たちの労働意欲を高め、行政の質を担保する上でも、また地域経済の活性化のためにも臨時職員の処遇改善が大事だと考えるものです。この点で、今回交通費の支給が図られたことは評価するものです。国でも非正規労働の問題を直視し、同一労働同一賃金の方針を示しています。不十分ではありますが、自治体の非正規職員の一時金支給などを盛り込んだ待遇改善の法改正も成立しました。正職員と同じような仕事をし、長期に継続雇用されている臨時職員に経験加算賃金とすることや期末手当を支給するよう求めるものですが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、平成29年度の臨時職員の状況ですが、賃金単価や勤務時間などの諸条件の違いはありますが、平成29年6月1日現在で208人となっております。勤務形態別の内訳ですが、週38時間45分のフルタイム勤務となっている臨時職員が107人、週30時間以上勤務の臨時職員が48人、週20時間以上勤務の臨時職員が20人、週20時間未満勤務の臨時職員が33人となっております。

当町における臨時職員への処遇改善についてですが、社会情勢の変化や近隣市町村の動向等参考にしながら、その水準の妥当性等を検討し、昨年度においては本町及び近隣市等においてニーズの高い有資格の保育教諭の時給単価を1,000円に引き上げたほか、今年度から全職員を対象に通勤距離及び勤務日数に応じ、正職の支給水準に合わせて議員ご評価をいただいております交通費を支給してるところです。

その任用についてですが、地方公務員法第22条等に基づいた美郷町臨時的任用職員管理要綱により任用しており、期間は原則6カ月以内、その後6カ月を超えない範囲で1回に限り更新することができ、最長1年の期間としております。

なお、保育士等の有資格者においては、構造改革特区制度を導入してるため任用期間を5

回まで更新でき、最長3年の任用期間となっております。

そこで、ご質問の長期継続雇用されている臨時職員への加算賃金についてですが、町の臨時職員については、ただいま説明いたしましたとおり要綱に基づく任用期間があり、その満了後に改めて臨時職員を募集、面接による選考を行い、新たな任期で採用してるものであり、制度上継続雇用とならないことにご理解をお願いいたします。

また、ご質問の期末手当の支給についてですが、現在のところ地方自治法により臨時職員にはあらゆる手当の支給はできないこととなっているところです。一方、議員ご質問にあるとおり平成28年6月2日に閣議決定された日本一億総活躍プランにおいては、同一労働同一賃金の実現など非正規雇用の待遇改善に向けた方針が示されております。

こうした中、地方公務員の臨時非常勤職員に関する制度改革についても検討され、今国会において地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が審議され、5月11日に衆議院で可決・成立し、5月17日に公布されております。

この改正法では地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため育児休業等による職員の欠員が生じた場合などに限定して採用する臨時職員のほかに新たに会計年度任用職員制度が創設され、これまで支給が認められていなかった期末手当の支給を可能とする規定が整備されたところです。

しかし、正職員と同じような仕事をし、長期継続雇用されている臨時職員に経験年数に応じた賃金を支給することに関しては、改正に含まれておりませんので、賃金については現行の規定に基づく対応が求められることとなります。

なお、改正法の施行期日は平成32年4月1日となっており、国は原則全ての団体で会計年度任用職員制度を整備することとしておりますので、当町においても県及び県内市町村の動向等見定めながら適切に対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子君の再質問を許可します。

○9番（泉 美和子君） 新しい法改正に基づいて、今後ぜひ当町でも実施できるように、ぜひこれはそういう方向で検討していただきたいということを強く要望したいと思います。

それから、期末手当についてですけれども、いろんな決まりがある中で全国的には支給しているところもあり、県内では羽後町で期末手当を支給しております。月額嘱託職員で夏・0.9カ月、冬・1.1カ月というように伺っております。また、日額では夏3日分、冬・4日分ですが、これは組合、職員組合とかの要求の中でこういうことも実現しているというこ

とを聞いておりますので、ぜひ今後処遇改善、検討していただきたいと思います。

継続的な雇用の継続的な対象にならないようなお話しでしたけれども、法的にというところではちょっとわかりませんが、いずれ保育士さんなどは何年も同じ方がやってらっしゃる方がいるわけで、そういう方々について、本当に何年やっても同じだということはどうなのかと。とりわけ保育士さんとか学童指導員の方々などは子供の成長にかかわる仕事をしているわけですので、そういう手当とかのことを、ぜひ検討していただきたいなという立場からの質問です。もう一度お願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

他自治体の例はさておきまして、法律に基づいて適正に運用するのが美郷町の方針であり、自治法によっては臨時職員は支給対象にはできないというようになっておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、今後の法改正において全自治体で制度実施されるであろう会計年度任用職員制度については、適切に対応してまいります。以上です。

○議長（高橋 猛君） それでは、次の質問に移ります。

○9番（泉 美和子君） あった山グリーンパーク受付窓口の変更についてお伺いいたします。

町民の皆さんが健康で生き生きと暮らしていけるまちづくりの一環としてもスポーツ、運動が気軽にできる環境整備は町の大事な役割だと考えます。とりわけ高齢者の皆さんにとっては、グラウンドゴルフは好評です。ですが、5月からあったか山グリーンパークの受付窓口が六郷温泉あったか山フロントに変更になったことに対し、不便になった、ぜひ元に戻してほしいという声が寄せられています。町民が利用しやすいように、ぜひ検討していただきたいものですが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

受付窓口を変更した理由ですが、昨年度までは町内業者に管理委託をし、現地に管理人を常駐させて利用者の受付、施設の維持管理等を行ってきておりましたが、受託業者より管理人を置いての管理は困難との申し出があり、町内の他業者にも問い合わせたところ同様の回答であったため、変更せざるを得なく、管理の効率性を考慮して現行の管理体制としたとこ

ろです。

一方、同様施設として大台野広場のグラウンドゴルフ場、山本公園のパークゴルフ場がありますが、こちらは現在もともに管理人を常駐させて受付等を行っております。

その理由は、大台野広場にはグラウンドゴルフ場のほかにマレットゴルフ場、多目的運動広場、イベント広場などがあり、また山本公園ではパークゴルフ場のほかにバンガローやオートキャンプ場、多目的グラウンドなどがあり、ともに利用人数が多いためトラブルなく円滑に施設を利用していただくよう管理人の常駐が必要なためです。こうした施設の性格の違いも踏まえながら、あったか山グリーンパークについては、現行の六郷温泉あったか山での受付に変更したところですので、どうかご理解をお願いいたします。

なお、議員もご承知のとおり、利用料金についてもあったか山グリーンパークは同様施設の利用料金より安価でありますことにも、あわせてご理解をお願いします。

今年度から変更した体制ですので、現在のところ、また変更する予定はありませんので、なれるまで多少のご不満があるものと思いますが、どうか現状の管理体制に早くなれていただき、これまでと同様楽しくグラウンドゴルフをお楽しみいただきたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 再質問。（「はい」の声あり）泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○9番（泉 美和子君） まだ1カ月たったところではありますけれども、すごく強い、こういうやり方はって私言われました。なんか切り捨てていくような、そういう思いを抱いた方もいらっしゃるようでした。小さなことかもしれませんが、それこそ今町長言ったように他のところでは管理人を置いているわけで、施設の性質が違うということはおっしゃられましたけれども、そういうのとも比べても、やっぱりなぜ今こういうことをやるのかっていう思いが、強いご意見が寄せられました。私のところに。ぜひこういうことは本当に利用者が利用しやすい利便性のよいやり方にして皆さんが楽しんでいただく、そういうことをぜひ検討していただきたいと思います。本当に残念です。

理由は、まあ管理人なかなかいないということですが、これまでの利用者の方々、お年寄りの方々の思いを考えると本当に残念です。ぜひ再検討をしていただきたい、改善していただきたいということを申し述べます。

○議長（高橋 猛君） 町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

決して切り捨ててるという認識ではございません。先ほど言いましたとおり現状を変えないと

いけない事由があつて、そのために変更せざるを得なかつたということにご理解をお願いいたします。

なお、先ほど言いましたとおりが不満はある方はいらっしゃるだろうと思います。全ての取り組みについて変更することに嫌だと、合わない、前のと違うというふうなご意見があることは、この事例に限ったことだけではございません。そのことは議員も十分にご承知のことと思います。その上で気持ちよくプレーするために受付を通るといふことの、その通り方が直前、目の前にないと不快なのか、ちょっと離れていると快適なのかというのは捉え方なんだろうと思います。いずれにしても、受付を通して気持ちよくプレーするといふことの距離が数百メートルの違いでそれほど不便になるというふうには私どもは考えておりません。そのためにあつたか山の受付を通してもらう、温泉の受付を通してもらってプレーしてもらうといふ認識で現行の体制を敷きましたので、あわせて深くご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 次の質問に移ります。

○9番（泉 美和子君） その前にいいですか、一言。

数百メートルという、数メートルですか、ということですがけれども、やっぱり温泉の中の同じような敷地内にあるといふのではないですよ。やっぱり下りていかないといけない、距離、数字であらわせば少しかもしれないけど、そういう中でやっぱりすごくなんか不便さを感じるといふのはすごくあると思いますので、ぜひ本当に繰り返しになりますけれども、ぜひもう少し検討していただきますよう要望して、次の質問に移ります。（「議長」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 答弁しますか。（「はい」の声あり）町長。

○町長（松田知己君） 議員が繰り返しの再々質問ですので、私も繰り返しの再々答弁をさせていただきます。

ご要望としては、十分にそれは受け承っております。また、その意思といいますか、気持ちもわかります。しかし、その上で現状の体制を変更せざるを得ない理由があつたので変更したと、それからそれが極力不便にならないように最も近い施設で人が常駐してるところに、その受付を置いたことにもあわせてご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） それでは、次に入ります。

○9番（泉 美和子君） 最後の質問です。道徳教育について、教育長にお伺いいたします。

新学習指導要領により道徳が教科となり、小学校では来年度、中学校では2019年度に実施されますが、町としてどのように進めていこうとしているのか、お伺いいたします。

道徳の教科は検定教科書を使用して道徳を教え、一人一人の子供の内面の評価を行うものですが、評価の基準となるものは学習指導要項に示す内容・徳目です。道徳科では対応する科学が認定されておらず、初めての教科書検定では学習指導要領の内容項目を満たしているかを基準にしたものになり、伝統が十分反映されていないとしてパン屋を和菓子屋に書きかえたり、町探検で出会ったアスレチックは伝統と文化の尊重を理由に琴と三味線の店に変更して検定に合格したなどということがあり、恣意的な検定が行われているのではないかとして多くの疑問の声が上がりました。

でき上がった教科書には圧倒的に規則規範決まりを守りましょうというメッセージが詰め込まれているようです。読み物を載せた本編のほかに子供が書き込むノートのような別冊がついている教科書もあり、その中には一生懸命やれたかどうか3段階で○をつけたり、規則正しい生活ができたなら一つ色を塗りましょうなど自分の態度を申告させるようなページもあるそうです。子供は失敗したりけんかをしたり、時にはうそをついて叱られたりしながら成長していくものではないでしょうか。最初から結論の見える読み物を読まされ、自分の気持ちを書かされ、それが評価されるシステムがつくられたら学校は常に評価を意識して行動しなくてはならない場になってしまいます。子供にとってはつらいことであると同時に人間らしい成長の条件が損なわれてしまうということでもあると思います。

道徳の教科化は、従来とは次元の違う形で子供に国による特定の価値観を押しつけるもので、各新聞紙上でも皇民化教育を担った戦前の修身を思い起こさざるを得ないなどと懸念を示しています。道徳教育への統制はやめるべきです。国家が国民に特定の価値観を押しつけることは憲法の定める思想・良心の自由を侵すことにほかなりません。

現代社会の道徳は個人の尊厳と人権を互いに尊重することを基礎に置いたものであり、上からこうあるべきだと押しつけることはできません。自由な雰囲気のもと、多様な価値観が認められる中でさまざまなことを経験し、学習することによって自主的判断で選び、形成していくものだと考えますが、教育長の見解をお伺いいたします。

道徳科では記述式という形での評価が必須とされていますが、決まりや望ましい態度を基準にして子供の道徳的態度を教師が成績として評価すること、こういうことも大変危険なことだと考えますが、教職員の長時間過密労働が大きな問題となっております。今でも多忙を極めている中で道徳の教科がふえることで教育現場に与える負担増が心配されますが、どのように対応していくのかお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

(教育長 福田世喜君 登壇)

○教育長(福田世喜君) ただいまのご質問にお答えいたします。

特別な教科・道徳は小学校で平成30年度、中学校では平成31年度から全面実施となっております。その実施に向けて、本町としてどのように進めていくのかについてであります。特別な教科・道徳の学習指導要領は平成27年3月に公示されており、平成27年4月1日からは移行措置により特別な教科としての道徳が実施可能となっております。そのため、本町では既に各校において、その学習指導要領に基づいた授業が行われてきている状況です。ですから、来年度からの本格実施によってこれまでと異なる点は教科書の採択と評価の実施であります。その点につきましては、今後町内教員による研修会の開催や各学校での校内研修等の実施により全面実施に向けての準備を進めていくこととしております。

次に、道徳の教科化は国による特定の価値観を押しつけるものではないかというご指摘についてであります。中学校学習指導要領、特別の教科・道徳においては、教材について多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には特定の見方や考え方に偏った取り扱いがなされていないものであることとされています。また、授業における配慮事項として生徒が多様な感じ方や考え方に接する中で考えを深め、判断し、表現する力をなどを育むことができるよう、自分の考えをもとに討論したり、書いたりするなどの言語活動を充実すること、その際さまざまな価値観について多面的、多角的な視点から振り返って考える機会を設けるとともに生徒が多様な見方や考え方に接しながら、さらに新しい見方や考え方を生み出していくことができるように留意することとされています。

現在、町内の小中学校においては、この学習指導要領に基づいた授業が行われており、そのようなことから特定の価値観を押しつける道徳の授業にはならないものと考えております。

最後に、特別の教科・道徳の実施により教員の負担がふえるのではないかとのご指摘についてであります。さきにご説明いたしましたように各学校において教科としての道徳の授業が既に実践されている状況です。

また、新たに実施することとなる評価につきましては、児童生徒がいかに成長したかなどに注目して文章で総括的に示すことになっております。そのような評価を行うためには、これまで児童生徒が道徳の授業の最後に記入している振り返りシート等をファイリングして活用するなどにより比較的容易に評価することが可能となります。これらのことを考えますと、教員の負担がふえることについては、懸念されるほどではないものと考えております。以上であります。

○議長(高橋 猛君) 再質問ありますか。泉 美和子君、再質問……(「ありません」の声あり)

これで、9番、泉 美和子君の一般質問を終わります。